平成２１年（フ）第２１５１９号
神奈川県横須賀市西逸見町２―67―１、住民票上の住所東京都江東区南砂１丁目11―11因泥方
破産者　鈴木　延枝
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０６１号
東京都あきる野市秋川１丁目13―10
破産者　坂本　美加
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０６２号
東京都東村山市本町４丁目３－５―303
破産者　木本　充夫
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１２２号
東京都練馬区羽沢２丁目２―12―１Ｆ－２
破産者　北澤　篤
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１７４号
東京都足立区南花畑４丁目11―２―503
破産者　高橋　一也
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１８７号
神奈川県横浜市緑区長津田みなみ台６丁目12―10―Ｆ―101
破産者　村田　智子
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２０１号
東京都三鷹市野崎３丁目23―１―206
破産者　近藤　進
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２０３号
東京都文京区小石川４丁目21―10―202
破産者　塚本　純男
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３０５号
埼玉県川越市大字的場2572―２―907
破産者　住吉　和枝
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３１３号
千葉県柏市篠籠田1401―９―201
破産者　ト部　勝
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３１４号
愛知県額田郡幸田町大草字北川後１―１―105、開始決定時の住所愛知県額田郡幸田町大草字北川後１―１―108
破産者　新城ひとみ（旧姓木村）
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３８３号
東京都大田区下丸子１丁目20―14―406
破産者　瀬霜　明典
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４２３号
東京都江戸川区春江町５丁目23―127
破産者　千葉　厚
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４３７号
東京都葛飾区東新小岩４丁目４－４
破産者　佐藤　達也
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５０４号
宮城県塩竈市清水沢２丁目10―５
破産者　成田　博信
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５０８号
山形県尾花沢市大字名木沢1788―12
破産者　大類　孝治
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５０９号
山形県尾花沢市大字名木沢1788―12
破産者　大類　俊子
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５８１号
埼玉県所沢市小手指南５丁目17―12―202
破産者　高良　勇
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５８２号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋１丁目20―８―２Ｆ
破産者　池谷　正
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５８４号
愛知県春日井市上田楽町2980―１―103
破産者　横井　敏明
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５８５号
宮城県仙台市青葉区錦町１丁目６－８―403
破産者　高橋さゆり
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５９２号
愛知県瀬戸市本郷町771―２
破産者　加藤　和馬
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５９３号
埼玉県越谷市大沢３丁目６－１―1809
破産者　結田　豊
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部